

カスガマイシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年9月2日～令和2年10月1日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<ul style="list-style-type: none"> ・日本で登録されている農薬（殺菌剤、抗生物質含む）の種類、成分数はダントツの世界一と理解していますが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかをお答えください。また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もいただきたく存じます。 ・100の安全係数で除しているから、リスクはないとみなされているようですが、これほど多くの種の農薬や添加物、遺伝子組み換え品が認められている日本では、安全係数100では不十分ではないでしょうか？リスクを最小化するために1000にすべきではないでしょうか？ ・「カスガマイシン投与による影響は、主に体重（増加抑制）、直腸及び肛門（潰瘍等）、舌（上皮乳頭消失等：イヌ）、腎臓（近位尿細管上皮褐色色素沈着等）並びに精巣（精細管萎縮等）に認められた。」ということですので、使用を一切禁止すべきではないでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。 FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。 国内の登録農薬の種類及び成分数を含めた農薬の登録については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。 ・食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量を基に許容一日摂取量（ADI）を設定しており、今回設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。

※頂いたものをそのまま掲載しています。